

港区新技術検討支援業務委託事業候補者選考一次審査集計結果

提案要求仕様書の項番等	業務名等	要求事項	評価基準	配点	事業者1 (評価点)							事業者2 (評価点)							事業者3 (評価点)							
					委員 I	委員 II	委員 III	委員 IV	委員 V	係数	合計	委員 I	委員 II	委員 III	委員 IV	委員 V	係数	合計	委員 I	委員 II	委員 III	委員 IV	委員 V	係数	合計	
1 要求事項																										
2.1	新技術に関する先進事例の調査・情報提供、民間事業者との連携、補助金活用支援 (満点40点)	(1) 国内外を問わず、ドローンやメタバースをはじめとした新技術に関する動向や他自治体等での活用事例について、最低毎月1回情報提供・提案を行うこと。	要求事項に対する提案の記載があるか。	10	5	4	5	5	5	2	48	4	4	2	5	3	2	36	4	4	3	5	3	2	38	
		(2) 発注者から個別に提案・調査依頼があった案件や民間事業者から提案があった場合についても随時対応し、調査及び報告書の作成、その他必要な助言をすること。	要求事項に対する提案の記載があるか。	10	4	4	5	5	4	2	44	4	4	3	5	3	2	38	3	4	3	5	3	2	36	
		(3) 新技術に関する情報収集や活用の検討を行うに当たり、発注者からの指示に基づき、民間事業者等が参加する意見交換会を実施すること。	要求事項に対する提案の記載があるか。	10	4	4	5	5	4	2	44	3	3	2	5	3	2	32	3	4	5	5	4	2	42	
		(4) 民間協創制度の活用に応じた資料作成や庁内調整を支援すること。	要求事項に対する提案の記載があるか。	5	5	4	5	5	5	1	24	3	3	2	5	3	1	16	4	3	5	5	4	1	21	
		(5) 新技術の活用検討に当たり、デジタル田園都市国家構想交付金等の活用可能な補助金等に関して、区に提案するとともに、活用に応じた必要となる申請書類の作成等の支援を行うこと。	要求事項に対する提案の記載があるか。	5	5	4	5	5	5	1	24	4	3	2	5	3	1	17	3	3	5	5	5	1	21	
2.2	先進自治体への視察支援 (満点20点)	(1) ドローンなどあらゆる分野での新技術の活用を推進するため、アウトリーチ型支援により所管課が抱える課題を把握・分析し、その解消に向けた新技術を先駆的に活用している自治体を選定し、所管課とともに先進自治体への行政視察を行うこと。	要求事項に対する提案の記載があるか。	10	5	5	5	5	5	2	50	4	3	4	5	4	2	40	4	3	3	5	5	2	40	
		(2) 視察に当たっては計画書を作成するとともに、視察先となる自治体との各種調整、視察当日のアテンド等を行うこと。	要求事項に対する提案の記載があるか。	5	5	5	5	5	5	1	25	4	4	5	5	4	1	22	4	3	3	5	5	1	20	
		(3) 視察内容に関する報告書を作成すること。	要求事項に対する提案の記載があるか。	5	4	4	5	5	5	1	23	4	3	5	5	4	1	21	4	3	4	5	4	1	20	
2.3	ドローンの活用案の検討、実証実験支援 (満点60点)	(1) 区でドローンを活用するに当たり、課題の洗い出し・整理を行うこと。必要に応じて所管課へのヒアリングを行うこと。	要求事項に対する提案の記載があるか。	10	5	4	3	5	4	2	42	4	4	4	5	4	2	42	4	4	4	5	3	2	40	
		(2) 課題を踏まえ、区の地域特性を生かしたドローンの具体的な活用案について検討・提案すること。	要求事項に対する提案の記載があるか。	10	5	5	3	5	4	2	44	5	5	5	5	5	2	50	5	5	3	5	4	2	44	
		(3) 具体的な活用案に向けた実証実験を行うための候補事業者の検討・提案、候補事業者との調整を行うこと。	要求事項に対する提案の記載があるか。	10	5	4	5	5	4	2	46	4	3	4	5	5	2	42	3	3	4	5	3	2	36	
		(4) 区における候補事業者の選定後、実証実験に向けた区と事業者との調整を支援すること。	要求事項に対する提案の記載があるか。	10	4	4	4	5	3	2	40	4	3	4	5	5	2	42	3	3	4	5	4	2	38	
		(5) 実証実験に当たって発生する関係課との調整を行うこと。	要求事項に対する提案の記載があるか。	10	4	3	4	5	3	2	38	4	3	4	5	3	2	38	3	3	4	5	3	2	36	
		(6) 実証実験の実施後、効果測定の支援を行うこと。	要求事項に対する提案の記載があるか。	10	4	4	4	5	4	2	42	4	4	5	5	5	2	46	4	4	4	5	4	2	42	
2.4	メタバースの活用案の検討、実証実験支援 (満点60点)	(1) 区でメタバースを活用するに当たり、課題の洗い出し・整理を行うこと。必要に応じて所管課へのヒアリングを行うこと。	要求事項に対する提案の記載があるか。	10	5	4	5	5	4	2	46	4	4	4	5	4	2	42	4	3	3	5	4	2	38	
		(2) 課題を踏まえ、区の地域特性を生かしたメタバースの具体的な活用案について検討・提案すること。	要求事項に対する提案の記載があるか。	10	5	4	5	5	4	2	46	5	4	4	5	5	2	46	5	4	3	5	5	2	44	
		(3) 具体的な活用案に向けた実証実験を行うための候補となるプラットフォームや候補事業者の検討・提案、候補事業者との調整を行うこと。	要求事項に対する提案の記載があるか。	10	5	4	5	5	4	2	46	4	4	4	5	5	2	44	5	4	3	5	5	2	44	
		(4) 区における候補事業者の選定後、実証実験に向けた区と事業者との調整を支援すること。	要求事項に対する提案の記載があるか。	10	4	3	5	5	3	2	40	4	4	4	5	5	2	44	4	3	3	5	5	2	40	
		(5) 実証実験に当たって発生する関係課との調整を行うこと。	要求事項に対する提案の記載があるか。	10	4	3	4	5	3	2	38	4	4	4	5	3	2	40	4	3	3	5	5	2	40	
		(6) 実証実験の実施後、効果測定の支援を行うこと。	要求事項に対する提案の記載があるか。	10	4	3	4	5	4	2	40	4	4	5	5	5	2	46	4	3	3	5	5	2	40	

港区新技術検討支援業務委託事業候補者選考一次審査集計結果

提案要求仕様書の項番等	業務名等	要求事項	評価基準	配点	事業者1 (評価点)						事業者2 (評価点)						事業者3 (評価点)								
					委員 I	委員 II	委員 III	委員 IV	委員 V	係数	合計	委員 I	委員 II	委員 III	委員 IV	委員 V	係数	合計	委員 I	委員 II	委員 III	委員 IV	委員 V	係数	合計
2.5	その他新技術の活用案の検討、実証実験支援 (満点60点)	(1) 区でその他新技術を活用するに当たり、課題の洗い出し・整理を行うこと。必要に応じて所管課へのヒアリングを行うこと。	要求事項に対する提案の記載があるか。	10	5	3	5	5	5	2	46	4	3	4	5	4	2	40	4	3	3	5	5	2	40
		(2) 課題を踏まえ、区の地域特性を生かしたその他新技術の具体的な活用案について検討・提案すること。	要求事項に対する提案の記載があるか。	10	5	5	5	5	5	2	50	4	4	3	5	4	2	40	5	5	5	5	5	2	50
		(3) 具体的な活用案に向けた実証実験を行うための候補事業者の検討・提案、候補事業者との調整を行うこと。	要求事項に対する提案の記載があるか。	10	5	5	5	5	5	2	50	4	3	3	5	4	2	38	5	5	5	5	5	2	50
		(4) 区における候補事業者の選定後、実証実験に向けた区と事業者との調整を支援すること。	要求事項に対する提案の記載があるか。	10	4	4	4	5	4	2	42	3	3	3	5	4	2	36	4	4	3	5	4	2	40
		(5) 実証実験に当たって発生する関係課との調整を行うこと。	要求事項に対する提案の記載があるか。	10	4	3	4	5	4	2	40	3	3	3	5	4	2	36	4	3	3	5	4	2	38
		(6) 実証実験の実施後、効果測定の実証を行うこと。	要求事項に対する提案の記載があるか。	10	4	3	4	5	4	2	40	3	4	4	5	4	2	40	4	3	5	5	4	2	42
2.6	プロジェクト全体管理 (満点40点)	(1) 庁内の関係部署と綿密に連携し、主体的に調整や交渉を実施するとともに、支援を円滑に行うため、アドバイザーの役割を持つ要員(最低1名)を区役所に配置すること。	要求事項に対する提案の記載があるか。	10	4	3	5	5	5	2	44	4	4	5	5	4	2	44	4	4	3	4	3	2	36
		(2) 本業務に係る進捗管理や課題管理等のプロジェクト管理を行うこと。	要求事項に対する提案の記載があるか。	10	4	3	4	5	5	2	42	4	4	3	5	4	2	40	4	3	5	4	3	2	38
		(3) 1週間に1回の頻度で進捗報告や課題検討等に関する定例会議を実施すること。	要求事項に対する提案の記載があるか。	10	4	3	4	5	5	2	42	4	4	5	5	4	2	44	4	3	3	4	2	2	32
		(4) 発注者が別途指定した場合を除き、各打合せへ出席すること。	要求事項に対する提案の記載があるか。	5	4	3	4	5	5	1	21	4	3	2	5	3	1	17	4	3	3	4	2	1	16
		(5) 発注者が別途指定した場合を除き、本契約の履行に当たって行われた会議等の議事録を作成する。議事録は会議後3営業日以内に作成するとともに、発注者へ提出し、了承を得ること。	要求事項に対する提案の記載があるか。	5	4	3	3	5	5	1	20	4	3	5	5	4	1	21	4	3	3	4	2	1	16
一次審査【要求事項】 小計				280	138	117	138	155	134		1227	121	111	116	155	124		1140	123	108	113	150	122		1118

2 提案事項

選考基準における評価項目に基づく	提案事業者の資格取得状況	-	責任者及び常駐スタッフについて、新技術に関する資格(①)またはマネジメント、コンサルティングに関する資格(②)を有しているか。 ・責任者及び常駐スタッフがそれぞれ①で1つ②で1つ以上の資格を有している。(5点) ・責任者及び常駐スタッフがそれぞれ①②のいずれかで2つの資格を有している。(4点) ・責任者及び常駐スタッフがそれぞれ①②のいずれかで1つの資格を有している。(3点) ・責任者又は常駐スタッフが①②のいずれかで1つの資格を有している。(2点) ・責任者及び常駐スタッフがいずれの資格も有していない。(1点)	10	2	2	2	2	2	2	2	20	3	3	3	3	3	2	30	1	1	1	1	1	2	10
選考基準における評価項目に基づく	提案事業者の実績	-	(1) 事業者として他自治体等での新技術に関する実証実験・導入支援など、類似業務の実績を有しているか。 (2) 責任者及び常駐スタッフの業務経験は十分であるか。 ・事業者の類似業務の実績が4件以上であり、責任者または常駐スタッフの類似業務の実績がそれぞれ4件以上ある。(5点) ・事業者の類似業務の実績が3件以上であり、責任者または常駐スタッフの類似業務の実績がそれぞれ3件以上ある。(4点) ・事業者の類似業務の実績が2件以上であり、責任者または常駐スタッフの類似業務の実績がそれぞれ2件以上ある。(3点) ・事業者の類似業務の実績が1件以上であり、責任者または常駐スタッフの類似業務の実績が1件以上ある。(2点) ・事業者の類似業務の実績又は責任者及び常駐スタッフの類似業務の実績がない。(1点)	10	3	3	3	3	3	2	30	2	2	2	2	2	2	20	4	4	4	4	4	2	40	
選考基準における評価項目に基づく	提案事業者の専任性	-	責任者、常駐スタッフ及びその他業務担当者が他の業務を担当せず、本件について専任となっているか。 ・責任者及び常駐スタッフが専任であり、その他業務担当者が1名以上専任となっている。(5点) ・責任者及び常駐スタッフが専任であり、その他業務担当者の専任がない。(4点) ・責任者が1件以上他の業務を担当しており、その他業務担当者が1名以上専任となっている。(3点) ・責任者及びその他業務担当者がそれぞれ1件以上他の業務を担当している。(2点) ・責任者及びその他業務担当者がそれぞれ2件以上他の業務を担当している。(1点)	10	2	2	2	2	2	2	20	3	3	3	3	3	2	30	3	3	3	3	3	2	30	
選考基準における評価項目に基づく	提案事業者の体制	-	期間内に必要な業務遂行が十分に見込める体制になっているか。 ・体制図や役割分担、進捗管理方法、体制に問題が発生した場合の対応方法のほか、プロジェクト管理を適切に進めるための対応が記載されている。(5点) ・体制図や役割分担、進捗管理方法、体制に問題が発生した場合の対応方法が記載されている。(4点) ・体制図や役割分担、進捗管理方法が記載されている。(3点) ・体制図のみ記載されている。(2点) ・体制図や役割分担、進捗管理方法が記載されていない。(1点)	10	5	5	5	5	5	2	50	4	4	4	4	4	2	40	4	4	4	4	4	2	40	

港区新技術検討支援業務委託事業候補者選考一次審査集計結果

提案要求仕様書の項番等	業務名等	要求事項	評価基準	配点	事業者1 (評価点)						事業者2 (評価点)						事業者3 (評価点)								
					委員 I	委員 II	委員 III	委員 IV	委員 V	係数	合計	委員 I	委員 II	委員 III	委員 IV	委員 V	係数	合計	委員 I	委員 II	委員 III	委員 IV	委員 V	係数	合計
2.1	新技術に関する先進事例の調査・情報提供、民間事業者との連携、補助金活用支援	新技術に関する動向や活用事例の情報収集から区へ提案を行うまでのプロセスについて 情報収集のみで終わらず、その後の区の新技術の活用に向けた検討や課題解決につなげるための工夫について	(1) 新技術に関する動向や活用事例の調査・研究において、情報収集のみではなく、区が抱える課題に対してどのように解決のアプローチができるか、将来を見据えた区における活用方法など次につながることを意識したうえで取り組むことを目的に支援の方法が検討されているか。 (2) 具体的な業務の実施及び支援の方法が示されているか。	20	4	4	4	3	4	4	76	3	3	5	3	3	4	68	4	3	4	3	4	4	72
2.2	先進自治体への視察支援	区の課題・ニーズと視察先の先進事例に関して、どのようにマッチングを行い、視察先を選定するかについて	(1) 区においても活用可能性が高く、実現性があり、かつ実績のある取組を視察し、その後の区の新技術の活用検討に生かすことを目的に支援の方法が検討されているか。 (2) 具体的な業務の実施及び支援の方法が示されているか。	20	4	3	4	3	5	4	76	4	4	4	3	4	4	76	3	3	2	3	4	4	60
2.3	ドローンの活用案の検討、実証実験支援	ドローンの活用における課題の整理から活用案の検討、実証実験の実施までのプロセスについて、貴社として考える具体的な支援スケジュール及びスケジュールに遅れを生じさせないための工夫について	(1) 令和6年度中に実証実験を行い、効果測定まで行うに当たり、迅速な課題の整理や活用案の検討を行うことを目的に支援の方法が検討されているか。 (2) 具体的な支援スケジュール及び支援の方法が示されているか。	20	5	4	5	3	4	4	84	4	3	3	3	5	4	72	3	3	2	3	3	4	56
2.4	メタバースの活用案の検討、実証実験支援	メタバースの活用における課題の整理から活用案の検討、実証実験の実施までのプロセスについて、貴社として考える具体的な支援スケジュール及びスケジュールに遅れを生じさせないための工夫について	(1) 令和6年度中に実証実験を行い、効果測定まで行うに当たり、迅速な課題の整理や活用案の検討を行うことを目的に支援の方法が検討されているか。 (2) 具体的な支援スケジュール及び支援の方法が示されているか。	20	5	4	5	3	4	4	84	4	4	3	3	5	4	76	5	4	4	3	5	4	84
2.5	その他新技術の活用案の検討、実証実験支援	第2章冒頭で記述した生成AI、NFT、デジタルツイン、スタートアップ等のその他区で本格導入の実績が無い技術に関して、貴社が特にその専門的知見等において強みとし、区において親和性・実現性が高いと考えられるものについて	提案内容が区への親和性・実現性が高く、より多くの提案されているか。 ・親和性・実現性が高いと考えられる提案が3件以上ある。(5点) ・親和性・実現性が高いと考えられる提案が2件ある。(4点) ・親和性・実現性が高いと考えられる提案が1件ある。(3点) ・提案があるが、親和性・実現性が低い。(2点) ・提案がない(1点)	30	5	5	5	4	3	6	132	4	3	3	3	3	6	96	4	1	3	3	3	6	84
一次審査【提案事項】 小計				150	35	32	35	28	32		572	31	29	30	27	32		508	31	26	27	27	31		476
3 見積価格																									
各事業者見積価格 ・事業者1 33,000,000円 ・事業者2 29,800,000円 ・事業者3 34,380,000円				150	74	74	74	74	74		370	82	82	82	82	82		410	71	71	71	71	71		355
一次審査【見積価格】 小計				150	74	74	74	74	74		370	82	82	82	82	82		410	71	71	71	71	71		355
4 加点																									
ア	区内事業者優遇	区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点		48	該当する						48	該当する						48	該当しない						0
イ	ワーク・ライフ・バランス推進の評価	港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定、厚生労働省次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条の認定又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の認定を受けている事業者に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点		48	該当する						48	該当する						48	該当する						48
ウ	障害者雇用の評価	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点		48	該当する						48	該当する						48	該当する						48
エ	環境配慮に対する評価	ISO14001の認証等に参加している又はMINATO再エネ100電力利用事業者認定を受けている事業者に、一次審査合計点の5%を加点 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点		48	該当しない						0	該当する						48	該当する						48
オ	災害協定活動の評価	区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、一次審査合計点の5%を加点		48	該当しない						0	該当する						48	該当しない						0
加点項目 小計				240							144							240							144
一次審査合計					247	223	247	257	240		2313	234	222	228	264	238		2298	225	205	211	248	224		2093